

市営定期船「第二十八鳥羽丸」売却一般競争入札実施要領

1 売却物件

売却物件の詳細については、別紙「物件調書」をご覧ください。

入札への参加を希望される方は、この要領の記載事項をご承知の上、申し込んでください。

2 入札参加申込みの受付期間等

- (1) 受付期間 令和8年2月6日（金）～令和8年2月27日（金）（土日祝日を除く）
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 受付場所 鳥羽市役所 定期船課 管理係（鳥羽マリンターミナル内）
鳥羽市鳥羽一丁目 2383 番地 51
※鳥羽市役所定期船課へ持参、又は郵送してください。

3 入札の参加資格

一般競争入札に参加できるものは、個人及び法人とします。ただし、次の各号に掲げる者は、入札に参加することができません。また、代理人としても参加することができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- (4) 本市の行った市営定期船「第二十八鳥羽丸」の売却に関し、次のいずれかに該当する者で、当該事実があった日から2年間が経過していない者
 - ア 一般競争入札の公正な競争を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者又は正当な理由がなくて契約の締結をしなかった者

4 入札参加の申込方法等

(1) 申込方法

『市営定期船「第二十八鳥羽丸」売却に係る一般競争入札参加申込書（様式1）』（以下「入札参加申込書」という。）に必要事項を記入・押印（印鑑登録された印（実印/代表者印）を使用してください）の上、次の書類を添付して受付場所に提出してください。

なお、様式については市ホームページからダウンロードできます。

(郵送可。当日消印有効。ただし、電話、FAX, 及び電子メールによる申込はできません。)

(2) 申込みに必要な書類

【個人の場合】

ア 誓約書(様式2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通

イ 印鑑証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通

ウ 住民票正本(住民コードあり)・・・・・・・・・・ 1 通

エ 市区町村税の納税証明書(滞納がない旨の証明書)・・・ 1 通

オ 身分証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通

※ イ～オについては、発行後3ヵ月以内のもの

※ エについては、個人の住所の市区町村で取得

※ オについては、個人の本籍地で取得

【法人の場合】

ア 誓約書(様式2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通

イ 印鑑証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通

ウ 履歴事項全部証明書(登記事項証明書)・・・・・・・・・・ 1 通

エ 市区町村税の納税証明書(滞納がない旨の証明書)・・・ 1 通

※ イ～エについては、発行後3ヵ月以内のもの

※ エについては、当該法人の本社所在地の市区町村で取得

(3) 申込みにあたっての留意事項

- ・ 入札参加申込書に必要事項を記入し、実印(印鑑証明の印)を押印のうえ提出してください。なお、使用する印鑑は、提出書類すべてに同じものを使用してください。
- ・ 申込書等の記載は、ボールペン又は万年筆を使用してください。
- ・ 提出書類は返却しませんので、ご了承ください。
- ・ 申込手続きの完了後、提出していただいた入札参加申込書の写しをお渡ししますので入札当日にご持参ください。
- ・ 入札参加申込について取り下げを行う場合は、申込期間内に限り行うことができます。この場合、取り下げを行う理由を記入した書面を提出してください。

5 物件説明

売却物件について、説明及び視察をご希望される方は、事前に定期船課へご連絡ください。

〔連絡先〕

鳥羽市役所 定期船課 管理係

TEL 0599-25-4776

6 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時
令和8年3月6日（金）午後2時～
- (2) 入札会場
鳥羽マリンターミナル会議室（三重県鳥羽市鳥羽一丁目 2383 番地 51）
- (3) 入札辞退について
やむを得ず入札を辞退される場合は、必ず入札日までに辞退届を鳥羽市役所定期船課管理係（鳥羽マリンターミナル）に提出してください。
- (4) 入札日に持参するもの
 - ・入札参加申込書（参加申込後の定期船課受付印のあるもの）
 - ・入札書及び入札用封筒
入札金額を入札書にご記入の上、入札用封筒に封緘・押印してお持ちください。
 - ・印鑑（印鑑登録された印（実印/代表者印）。代理人による入札の場合は、委任状に押されている代理人使用印）
 - ・入札保証金（入札価格の100分の10以上）
 - ・委任状（代理人による入札の場合のみ（様式4））

7 入札保証金の納付等

- (1) 入札保証金
 - ア 入札に参加する方は、入札しようとする金額の100分の10以上の額（千円未満切り上げ）の入札保証金の納付が必要です。
 - イ 入札当日受付にて、入札保証金納付書と一緒に現金又は銀行振出小切手で納付してください。（参考1を参照してください）
 - ウ 入札保証金が納付されましたら入札保証金預かり証をお渡しします。
- (2) 入札保証金の還付
 - ア 落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結時まで鳥羽市で保管します。
 - イ 落札者以外の方の入札保証金は、入札受付時に発行した入札保証金預り証と引き換えに還付します。
 - ウ 落札者が納付した入札保証金は、売買契約の際に必要となる契約保証金に充当することとします。
 - エ 落札者が契約締結期限までに売買契約を締結しないとき（落札後、落札者が入札参加資格がないと判明し、その入札が無効になったときを含む。）は、落札者が納付した入札保証金は違約金として鳥羽市に帰属するものとし還付いたしませんのでご注意ください。
 - オ 入札保証金には利息を付しません。

8 入札手続き

(1) 入札受付について

- ア 入札参加受付時間内に、入札参加申込時にお渡しした入札参加申込書の写しを受付で掲示し、入札保証金を納付して入札保証金預り証の交付を受けてください。
- イ 入札参加者が代理人である場合は、入札参加受付時に委任状を提出してください。
- ウ 1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません
- エ 入札受付時間に遅れてこられた方は、入札に参加することができません。

(2) 入札方法

- ア 所定の入札書（様式3）に必要事項を記入し押印のうえ、封筒に入札書をいれて封緘し、市職員の指示に従い提出してください。
- イ 入札書に押印する印鑑については、入札者（申込者）の場合は、入札参加申込書の申込者印、代理人は、委任状の代理人使用印と必ず同一のものを使用してください。
- ウ 封筒には、入札者（申込者）の住所及び氏名（代理人の場合は、代理人の住所及び氏名も併記）を表記してください。（参考2を参照してください）
- エ 入札書及び封筒の記入にあたっては、黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。
- オ 提出された入札書の書替え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- カ 入札書の「入札価格」欄には、消費税及び地方消費税を含めない「税抜き」額を記載してください。
- キ 入札書への金額の記入は、アラビア数字を使用し、金額の頭書には、「¥」を記入してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

- ア 入札書に記名及び押印がないとき
- イ 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき
- ウ 入札者が同一物件の入札に対し、2以上の入札をしたとき
- エ 入札者が他人の入札の代理をしたとき
- オ 入札に際して談合等の不正行為があったと認められるとき
- カ 入札者が定刻までに入札書を提出しないとき
- キ 入札者が提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をしたとき
- ク 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらの重要な文字の誤脱若しくは識別し難い入札又は金額を訂正した入札をしたとき
- ケ 入札保証金の額が規定する額に満たないとき
- コ 本要領で定める様式3入札書以外の入札書により入札したとき
- サ この実施要領に定める入札条件又はその他入札条件に違反した入札があったとき

(4) 入札の中止

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が

困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

9 落札者の決定方法

(1) 落札決定の方法

ア 開札は、入札後直ちに入札者立ち合いのもとで行い、落札者は、鳥羽市が定める予定価格以上の価格で、最高の価格をもって入札した者としてします。

イ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定します。なお、くじ引きを辞退する者があるときは、入札に関係のない市職員にくじを引かせ決定します。この場合において、異議を申し立てることはできません。

(2) 入札結果の公開

入札結果として、落札者及び入札額（落札額）等を公表します。

10 契約の締結

落札者は、落札者決定後、契約書を作成し契約を締結となります。

(1) 契約保証金

ア 契約確定と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。

入札保証金の全額を契約保証金(契約金額の100分の10以上とします。)とし、その差額につきて、後日請求いたします。

イ 契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。

ウ 契約者が売買代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、売買契約を解除した場合は、契約保証金は鳥羽市に帰属します。

(2) 契約の締結

ア 落札者は、落札決定の日から7日以内に買受人として契約書の締結をしていただきます。

イ 落札者が正当な理由なく上記（1）の期日までに契約を締結しないときは、落札者としての資格を取り消します。この場合において、お預かりした入札保証金は鳥羽市に帰属します。

ウ 契約については、別紙「市定期船売買契約書（案）」により行います。

エ 契約書に記載する特約事項については、落札者と協議します。

1 1 売買代金の支払

- (1) 売買代金から契約保証金として納付された金額を差し引いた額を、売買契約時に鳥羽市が発行する納入通知書により、契約締結日から 30 日以内（契約締結日を含み最終日が土日祝日の場合はその翌日）に納付してください。
- (2) 売買代金の分割納付はできません
- (3) 落札者が契約上の義務を履行しない場合は、売買契約を解除し、契約保証金は鳥羽市に帰属します。

1 2 所有権の移転等

- (1) 売却物件の所有権は、売買代金を完納したときを所有権移転日（原因日）とします。公売財産に係る危険負担は所有権移転日（原因日）に買受人に移転します。したがって、所有権移転後に生じた公売財産のき損、盗難、消失等による損害は買受人が負担することになります。
- (2) 買受人は、所有権の移転登記等、引き渡し後速やかに手続きをしてください。これに伴う登録免許税など諸手数料の費用は、買受人の負担とします。

1 3 契約に係る費用及び公租公課等

次に掲げる費用等は、すべて買受人の負担となります。

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙の費用
- (2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等の費用
- (3) 所有権移転後の公租公課
- (4) その他契約に要する費用及び物件引渡し後に必要となる一切の費用

1 4 その他の留意事項

- (1) 入札に参加しようとする方は、本要領の内容について熟知しておいてください。
- (2) 契約の条件に違反するなどして契約を解除した場合は、違約金として売買代金の 100 分の 30 を支払っていただきます。

1 5 質問・問い合わせ先

今回の一般競争入札についてのお問い合わせは、文書・FAX 又はメールにて行ってください。（電話は不可。様式は自由とします。）

FAX 番号： 0599-25-6997 メール：teikisen@city.toba.lg.jp